

**鹿児島市観光農業公園農産物直売所
運営事業者募集要項**

令和7年10月

**鹿児島市 観光交流局
世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課**

募集要項

1 募集概要

鹿児島市観光農業公園（以下「観光農業公園」という）に設置する農産物直売所は、都市と農村の交流を促進し、農村地域の活性化を図るため、地元生産者の農産物の販売などを行うこととしており、今般、本直売所の新たな運営事業者について喜入地域の農産物等を主体に供給できる法人または団体の募集を行うものである。

2 募集内容

（１）事業内容

喜入地域で生産された農産物等を主体に販売する農産物直売所とする。

（２）対象施設等

①所在地

鹿児島市喜入一倉町５８０９番地２ 観光農業公園農産物直売館内

②対象施設の用途及び面積等（別添資料１のとおり）

名称・用途	面積
農産物直売所	１４２．４３㎡
周辺用地	２８．３０㎡
計	１７０．７３㎡

（３）使用可能な設備等

上水道	観光農業公園専用水源から供給、本市から請求する
排水	本市にて浄化槽を設置
電力	本市から請求する
電話	運営事業者において事業者に応じ込みを要す
その他	貸与可能な備品あり（別添資料２のとおり）

3 申込者の資格

申込者は、次に掲げる(1)から(9)までの要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後に国又は地方公共団体が発注する業務に係る指名停止を受けている期間がないこと。
- (3) 告示日において納期の到来している鹿児島市税を完納していること。
- (4) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成２６年３月２７日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (7) この募集に申込みしようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 鹿児島市喜入支所管内に主たる事務所（本社）を有する法人又は団体であること。
- (9) 代表者（法人にあっては、法人及び役員）が、告示日前３年間に食品衛生法（昭和２２年法

律第233号)による行政処分を受けていないこと。

4 使用条件

(1) 営業開始日

令和8年1月2日から1月末日までの間に営業を開始すること。

(2) 営業時間

原則として、平日は午前11時から午後4時まで。土曜日、日曜日、祝日は午前10時から午後5時まで(休館日は12月29日～1月1日とする。)

(3) 使用期間

許可日から当該許可日の属する年度の3月31日までとする。

ただし、当該期間の経過後は、1年以内において期間を更新できるものとし、その後も同様とする。

(4) 施設の使用料

①月額使用料(予定)

約22,000円

②使用料条例に基づき、毎月の末日(12月にあっては翌年の1月4日)までにその月分を納付すること。ただし、数月分を前納することを妨げない。

③使用料は、鹿児島市の算出基準に基づき、年度毎に決定するものとする。

(5) 留意事項

①本市が貸与する備品以外に営業に必要な備品等については、運営事業者の負担により準備すること。

②本市が貸与する備品について、故障や不具合が発生した場合は、運営事業者の負担により修繕すること。

③営業面において、衛生、防災、利用者に対するサービスその他施設の公共性を認識するとともに、店舗の管理運営に十分な対応を図り得る責任者を配置すること。

④食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理等を徹底すること。

⑤営業に際して、新たに従業員を雇用する場合は、鹿児島市内居住者の雇用に配慮すること。

⑥光熱水費、消耗品費その他営業に係る経費については、すべて運営事業者の負担とする。

⑦年に1回、営業報告を求める。また、申込内容のとおり営業されているか、随時に報告を求めることがある。

5 申込手続

(1) 資格要件審査書類

次の①から⑧を各1部提出すること。

① 観光農業公園農産物直売所事業者申込書(様式1)

② 法人にあたっては、商業・法人登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの。写し可。)

③ 法人以外の団体にあたっては、団体の規約または定款等

④ 鹿児島市の市税について未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行されたもの。写し可。)

⑤ 告示日前3年間に食品衛生法による行政処分を受けていないことの証明書(営業実績がある場合のみ)

⑥ 暴力団排除に関する誓約書(様式2)

⑦ 法人にあたっては、印鑑証明書(3か月以内に発行されたもの。原本)

⑧ 法人以外の団体にあたっては、代表者の印鑑証明書(3か月以内に発行されたもの。原本)

(2) 事業内容審査書類

次の①から③を各１部提出すること。

①経営実績等状況調査表（様式３）（申込時点で他の施設等で営業実績がある場合のみ）

②事業計画書（様式４）

ア 店舗のコンセプト（都市と農村の交流促進や地域の活性化に配慮した取り組みも盛り込むこと）

イ スケジュール

ウ 店舗のレイアウト（バックヤードを含む）

エ 営業時間

オ 農産物直売所納品者数

カ 従業員配置計画

キ 販売品目（喜入地域の農産物を主体とし、同じ品目でも種類を検討すること）

ク 営業開始にかかる費用（内訳を含む）及びその資金計画

ケ 広報・宣伝計画

コ 営業開始から令和１０年度までの年度ごとの利用者数

サ 営業開始から令和１０年度までの年度ごとの収支計画

③直近の決算書（財務諸表）

（３）受付期間

公告の日から同年１０月２２日（水）まで（土日祝を除く。）

（４）受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

（５）提出方法

直接持参

（６）申込書及び募集要項の交付場所、提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町１１番１号

鹿児島市観光交流局世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課（みなと大通り別館３階）

電話 ０９９－２１６－１３７１（直通）

6 現場説明会

（１）開催日時

令和７年１０月７日（火）午後２時から

（２）開催場所

鹿児島市喜入一倉町５８０９番地２

観光農業公園農産物直売館研修室ホール

※現場説明会への参加については、事前に電話等で連絡してください。

7 運営事業者の選定

（１）グリーン・ツーリズム施設運営事業者選定委員会において、総合的に審査し選定する。

（２）選定した申込者に対象施設の使用を許可する。

8 その他

（１）申込書類等にかかる経費については、申込者の負担とする。

（２）提出された申込書類等は返却しないものとする。